

# 令和6年度 プレコンセプションケア等に関する普及啓発事業にかかる 公募型企画提案プロポーザル募集要領

プレコンセプションケア等に関する普及啓発事業を委託するにあたり、公募型企画提案プロポーザルにより最も優れた提案及び能力を有し、最も適格とされる事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 第1 募集要項

### 1 委託事業名

プレコンセプションケア等に関する普及啓発事業

### 2 事業の趣旨

近年、リスクのある妊婦や不妊の増加に伴い「プレコンセプションケア」が注目されており、兵庫県においても若者・Z世代への「プレコンセプションケア」の普及に努めている。

一方で、令和5年度に実施した不妊治療支援実態調査において、不妊治療当事者から「不妊の知識を含めたライフプランについての教育」や「健康づくり」の重要性に関する意見が多く見られたことから、若者・Z世代が「プレコンセプションケア」を知る機会をより一層増やしていく必要がある。

そこで、啓発動画の作成やSNS配信を通じて「プレコンセプションケア」の必要性・重要性を普及し、不妊の知識も含めたライフプランの計画を支援する。

また、不妊症はだれでも抱えうる問題であり、早期に適切な医療につなげることが重要であるため、検査や治療を受けやすい環境を整える必要があることから、不妊治療と仕事の両立に関しても動画作成やSNSを通じて広く発信し、事業者だけでなく従業員の理解も促進する。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

## 第2 予定価格

金 5,951,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県(健康増進課)との打ち合わせにより決定する。

## 第3 応募資格

1 企画提案に応募する者は、次の資格を満たさなければならない。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規程に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 本プロポーザル募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 提案する事業の実施について、法令等の規程により官公署の免許、許可、認可、または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (8) 国、都道府県または市町村から出資、出えんを受けている団体でないこと。
- (9) 兵庫県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 本プロポーザル及びその後の委託契約において、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

2 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記 1 の資格を満たさなければならない。

## 第 4 応募手続き

### 1 事務局

兵庫県保健医療部健康増進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁第 1 号館 5 階

電話 (078)341-7711 (内線 : 3189) FAX (078)362-3913

メールアドレス [kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp)

※ 受付・・・平日 9 時から 17 時まで

### 2 応募要領の配布

#### (1) 配布日

令和 6 年 7 月 16 日(火)から 7 月 26 日(金)までの平日 9 時から 17 時まで

#### (2) 配布場所 上記 1 に同じ(県ホームページにも掲載予定)

### 3 質問及び回答

#### (1) 質問方法

所定の質問書[様式第 5 号]で、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。※提出後、電話により受付を確認すること。

#### (2) 受付期間

令和 6 年 7 月 16 日(火)から 7 月 19 日(金) 9 時から 17 時まで

#### (3) 回答方法

令和 6 年 7 月 22 日(月)までに質問者に電話、メール、ファックスのいずれかで回答する。

## 第 5 企画提案

### 1 企画提案書(A 4 版)

※ A 3 版での作成も可とするが、その場合は A 4 サイズに織り込むこと

#### (1) 提出方法

参加者全員が事務局へ持参又は郵送により提出する。

#### (2) 受付期間

令和 6 年 7 月 16 日(火)から 7 月 26 日(金) 9 時から 17 時まで。

提出する場合は、あらかじめ電話等によりその旨を連絡する。

郵送の場合は、令和 6 年 7 月 26 日(金) 17 時必着とする。

#### (3) 提出書類

この応募要領のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)を作成の上、正本 1 部、副本 8 部を提出すること。

ア 応募申請書 [様式第 1 号]

イ 提案者概要 [様式第 2 号]

ウ 企画提案書 [任意様式]

エ 実施体制計画書 [様式第 3 号]

オ 経費積算見積書 [様式第 4 号]

カ その他提案の補足資料等

## キ 添付資料

- (ア) 会社概要等提出者の概要を説明する書類
- (イ) 納税証明書(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
  - ① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明  
国税所管：税務署(納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」)
  - ② 全ての県税に滞納のない証明  
地方税(都道府県所管)：兵庫県内県税事務所(「納税証明書(3)」)

### (4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

### (5) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

### (6) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返還しない。

## 2 プレゼンテーションの実施

### (1) 実施日時

令和6年7月30日(火)15:30～

### (2) 実施場所

兵庫県庁1号館 7階会議室(兵庫県庁西館3階会議室)  
(集合場所：兵庫県庁1号館1階ロビー)

### (3) 実施方法

ア 出席者は4名以内とする。出席者登録票[様式第6号]により報告すること。

イ 1応募者当たりの持ち時間は30分(説明20分、質疑応答10分)とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加の資料の配布は原則認めない。

エ 審査については、実績や運営体制等から当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名は伏せないで行う。

オ 説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に事務局に連絡し、電子メール等でデータを送付すること。

カ 応募多数の場合は、応募図書に基づいて事前審査し、審査会出席について応募者に通知する。

※ 応募状況等により、実施日時、実施場所、実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加希望者に別途通知する。

## 第6 当選者の選考、決定及び通知の方法

### 1 選考について

審査会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託するものを選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリングを行うことがある。

- (1) 企画構成：企画等のアイデア、業務の実行方法の妥当性、効果等
- (2) 実施体制：業務の実施体制、スケジュール等進行管理、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み等
- (3) その他：業務を遂行するに当たっての創意工夫等

### 2 決定方法

審査会の選考結果に基づき、当選者を確定する。

なお、選考結果については、文書で通知する。

### 3 当選後の取扱い

当選者は「プレコンセプションケア等に関する普及啓発事業」の業務委託候補者となる。

## 第7 その他

- 1 書類作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 提出書類にかかる留意事項
  - (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
  - (2) 提出書類は、非公開とする。
  - (3) 提出書類は、返却しない。
  - (4) 提出書類についてこの書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
  - (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出した提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
  - (6) 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- 3 参加にかかる費用  
本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- 4 契約にかかる留意事項
  - (1) 契約保証金は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条の規定により、契約額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合は、全部又は一部を免除する。
  - (2) 委託費の支払いは、原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。